

家畜衛生課（五島家畜保健衛生所）

海外からの肉製品の違法な持込に対する対応が厳格化されます

2018年8月以降の中国、モンゴル、ベトナム、カンボジア等のアジアでのASF（アフリカ豚熱）の発生、さらに、中国等からの旅客が持ち込んだ豚肉製品からASFウイルス遺伝子が検出されるなど、国内への家畜の伝染性疾病の侵入リスクが非常に高まっています。



家畜伝染病予防法の **改正** により、

- ◆ 動物検疫所の職員は、携帯品中の肉製品などの畜産物の有無について質問するとともに、検査を行うことができます。また、違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物を廃棄する権限を持ちます。
- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

（2020年7月1日施行予定）

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、

3年以下の懲役又は、300万円以下の罰金が科せられます。

- 注** 畜産関係者は、ASF等の家畜伝染病発生地域への渡航を可能な限り控えてください。
- 注** やむを得ず渡航する場合は、①家畜市場などの畜産関連施設には立ち入らない、②動物との不用意な接触は避ける、③肉製品等を日本に持ち帰らない等に留意し、帰国の際は、消毒マットによる靴底消毒の実施や、到着した空港や港の税関検査場内に設置されている動物検疫カウンターで検査を受けてください。
- 注** 帰国後は、①1週間は衛生管理区域に立ち入らない、②海外で使用した衣服等を持ち込まないようにし、やむを得ず立ち入りや持ち込む場合は十分な消毒を実施してください。
- 注** 家畜伝染病が発生している国から、肉製品等を送付することもできませんので、外国人労働者を雇用している農場におかれましては、ご注意ください。



五島家畜保健衛生所 TEL:0959(72)3379（夜間・休日も転送されます）